

## 10 島根県立大学短期大学部表彰規程

平成 19 年 4 月 1 日制定  
島根県立大学短期大学部規程第 15 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、島根県立大学短期大学部学則第 43 条の規定に基づき、島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生が、学術、芸術、スポーツ、文化活動及び社会活動において他の学生の範となる活動を行い、又は優秀な成果を挙げた場合等の表彰に関する取扱いについて定める。

(対象)

**第 2 条** 表彰は、本学在学中に前条の目的にかなう活動を行った個人又は団体に対して行う。

(賞の名称及び部門)

**第 3 条** この規程により授与する賞は、島根県立大学短期大学部学長賞と称する。

2 前項の賞には、次の 5 部門を設ける。

- (1) 学術部門
- (2) 芸術部門
- (3) スポーツ部門
- (4) 文化活動部門
- (5) 社会活動部門

(表彰の方式)

**第 4 条** 表彰は、正賞及び副賞をもって、適当な時期に行う。

(受賞者の決定)

**第 5 条** この規程による受賞者は、副学長、教務学生生活部長、学科長又は事務室長が推薦した候補者について、教授会の議を経て、学長が決定する。

(施行細則)

**第 6 条** この規程の施行に関し必要な事項は、別に細則を定める。

**附 則**

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。